

ります。お持ちの軽自動車を売却・廃車したとき、または住所等の変更があつたときは、必ず下記の届出場所で必要な手続きを行つてください。手続きを行わないと軽自動車税が課税されたり、お手元に納税通知書等が届かないなどトラブルの原因となります。なお、これらの手続きを業者など他の人に依頼された方は、確実になされているかどうかを確認してください。

**軽自動車の廃車・譲渡**  
などの手続きをお忘れなく

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



**注意** 売却・譲渡・盗難等で現在所有していなくても、手続きをしないと登録された状態のままで、課税の対象となります。

軽自動車税に係る住所変更等の届出先		
車種	届出場所	持ち物
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	役場 稅務課	印鑑および 標識
軽四輪	軽自動車検査協会愛知主管事務所 名古屋市港区いろは町2丁目56番1 ☎050(3816)1770 [HP] <a href="http://www.keikenkyo.or.jp/">http://www.keikenkyo.or.jp/</a>	
軽二輪 (125cc超)、 自動二輪 (250cc超)	中部運輸局愛知運輸支局 名古屋市中川区北江町1丁目1番地の2 ☎050(5540)2046 [HP] <a href="http://wwwwtb.mlit.go.jp/chubu/aichi/">http://wwwwtb.mlit.go.jp/chubu/aichi/</a>	左記の 届出場所へ お問合せ ください。

が大変混雑します。このため、名義変更・廃車等の届出はできる限り3月中旬ごろまでに済ませ

## 無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を次の日程で行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からぬこと、個人事業を始められる方など、ぜひこの機会をご

商工会では、中小企業の事業主を対象に、所得税・消費税確定申告の個別指導講習会を開催します。

## 個人事業者の所得税・ 消費税確定申告相談

また、新しく記帳を始める方や記帳について相談したい方、白色申告の方、アパートや駐車場などの不動産貸付を當み、記帳で困り果ての方等、この機会にご相談下さい。

お忙の方をこの機会にご相談ください。

**申込方法** 事前の予約制で行つて いますので、開催日の前日までに 税務課へ電話でご予約ください。

• 6

## その他

ついてはお答えできない場合が

あります。また、申告書等の税

- ・**プライバシーは守られます。**務書類の作成も行いません。

問合せ先 役場税務課  
内線 175・176

問合せ先

九  
商工会

8 (442) 4511